

JA高知経済連及び全国農業協同組合連合会 高知県本部が発行する

「高知県農協共通商品券」

払戻しのお知らせ

日頃より当組合の商品券をご利用いただき熱くお礼申し上げます。

平成30年9月30日をもって利用を終了しました「高知県農協共通商品券」は、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記の通り払戻しの手続きを実施することとなりました。

「高知県農協共通商品券」をお持ちのお客様は、払戻し期間内に以下の方法による払戻し手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

対象商品券

1,000円商品券



500円商品券



全国農業協同組合連合会 高知県本部
高知市五台山5015番地1 電話088(884)-8157

※注意

こちらの商品券下部表示が
・「JA高知経済連」
・無記載
の場合があります。

払戻し期間 平成30年10月1日(月)～平成30年11月30日(金)

※当期間内に申し出がない場合、当該払戻しの手続きから除外されますのでご注意ください。

払戻し方法 未使用の「高知県農協共通商品券」を別紙利用可能店舗にご持参ください。
ご確認のうえ、全額現金にて払戻いたします。

期間経過後は、払戻し対応は致しかねますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

全国農業協同組合連合会 高知県本部 生活店舗課
住 所：〒781-8510 高知県高知市五台山 5015-1

電話番号：088-884-8157

受付時間：午前8:30～午後5:00(土・日・祝日を除く)